

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

岩手県盛岡市

2 地域再生計画の名称

「まちなか観光」と「まちなか居住」による元気なまちの再生

3 地域再生の取組みを進めようとする期間

平成16年度から平成21年度まで（6年間）

4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 地域再生計画の意義

① 盛岡市の現状及び地域再生計画策定の経緯

盛岡市は、南部藩の城下町として、400年余の歴史と伝統に育まれ、岩手山をはじめとする山並みを背に、北上川・中津川・雫石川の3川が街なかを悠然と流れる「杜と水の都」である。また、県都として岩手県の発展の誘導的役割を担うとともに、東北新幹線の八戸延伸などを契機として、北東北の交流拠点都市としての役割が一層期待されているところである。

しかし、少子・高齢化の進行、経済のグローバル化、地方財政の硬直化といった社会経済情勢の変化は、盛岡市における経済状況や雇用情勢にも大きな影響を及ぼしている。

特に、「街の顔」である中心市街地は、自家用車の集中や基盤整備の不足による慢性的な交通混雑の発生、郊外型大型店の出店による商店街の空き店舗の増加等により、販売額や占有率が横ばい又は衰退の方向にあり、併せて、若年層を中心とした雇用状況の悪化も顕著である。

盛岡市は、中心市街地の活性化施策として、平成11年度に民間事業者等との協働により「盛岡市中心市街地活性化基本計画（計画期間：平成12年度～平成21年度）」を策定した。この計画では、中心市街地の受け持つべき機能として「交わる」・「憩う」・「働く」・「住まう」・「巡る」の5つを設定するとともに、活性化の基本方針・目標・地区別の活性化策を定めているものである。

この計画は、平成16年度までを前期期間、平成17年度からを後期期間として実施されているものの、現下の経済情勢では、施設整備、助成措置等のハード面に関し、計画どおりの整備は行われていないままにあり、当該計画とは別のスキームによる中心市街地活性化策が期待される状況にある。

② 地域再生計画『「まちなか観光」と「まちなか居住」による元気なまちの再生』の内容

盛岡市は、古い歴史に裏付けられた高い文化と優れた環境に育まれた多数の観光資源を市内各地に存するとともに、春はチャグチャグ馬コ、夏はさんさ踊り、秋は盛岡八幡宮大祭（秋まつり）などの行事が行われ、また、半径100kmの範囲内に八幡平と陸中海岸の2つの国立公園を有する北東北の観光拠点都市である。

また、盛岡市は、岩手県の県都として、美しい緑と清らかな水に囲まれ、古くからの街並みと温かい人情が残存する街であり、中心部におけるマンションが100棟を超えるなど、市民の都心居住への志向が高い。

地域再生計画は、盛岡城址を中心に中心市街地が高密度に形成された盛岡市の特性を活かし、次の観点によって『まちなか観光』・『まちなか居住』を推進することにより、中心市街地における観光や商業の活性化と市民の都心居住回帰を図り、活力ある地域経済の再生に努め、「再び訪れたいまち」、「住みやすいまち」という元気なまちを実現しようとするものである。

『まちなか観光』

『まちなか観光』は、次の施策により、恵まれた歴史的・文化的資源や自然環境を活かし、交流人口の増加を図ることにより、まちの活性化につなげようとするものである。

ア 「歩いて楽しむまちづくり」

通り（ストリート）や周辺の広場を活用し、地域住民の参画の下に行う祭り、市、展示会、演奏会等のイベントやオープンカフェの開催、また、市内の祭りイベント会場周辺の通り（ストリート）における物販や各種の催しの開催によって魅力を高めた商店街と、市内に点在する歴史的、観光的資源を歩行や自転車で回遊・巡回し、盛岡の魅力に触れてもらおうとするもの

イ 「花と緑のガーデン都市づくり」

市民、事業者及び行政の協働により市内の商店街をハンギングバスケット

等で飾り、花と緑・賑わいとうるおいにあふれ、来訪する観光客に居心地のよい空間を楽しんでいただけるようなまちづくりを進めることにより、商店街の活性化と観光客の誘致を図ろうとするもの

ウ 「観光関連事業の活性化」

観光ルート別運賃の導入によるタクシー観光の充実により広域を含めた区域での観光推進を図るとともに、秋まつりの円滑な実施や映画ロケ等の誘致促進により盛岡市の知名度の向上と観光客誘致を図ろうとするもの

『まちなか居住』

『まちなか居住』は、次の施策により、中心市街地に働く人と住む人を確保し、少子・高齢化社会における都市中心部の活力を維持しようとするものである。

ア 「商店街の利用促進」

通り（ストリート）や周辺の広場を活用した地域住民の参画の下に行う祭り、市、展示会、演奏会等のイベントやオープンカフェの開催、また、市内の祭りイベント会場周辺の通り（ストリート）における物販や各種の催しの開催等によって商店街の魅力と集客力を高め、日常的に中心市街地の商店街の利用が図られるようにしようとするもの

イ 「安全で快適な都市空間の創出」

平成16年度に実施する大通トランジットモール社会実験を契機として、車から公共交通機関の転換促進、車に依存しない歩行者優先のまちづくりを進めることにより、誰もが安心して生活できる安全で快適な都市空間を創出しようとするもの

ウ 「盛岡市雇用推進計画」

中小企業の経営基盤強化への支援等による「企業活性化支援や民間活力による雇用創出の推進」及び若年者雇用の促進等による「行政活動による雇用創出の推進」により、企業活動の活性化を図り、中心市街地における雇用の場を確保しようとするもの

(2) 地域再生計画の目標

- ① 『まちなか観光』の推進による市内観光客の増加
- ② 『まちなか居住』の推進による商店街売上額の増加及び新規雇用の創出

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 盛岡市における産業構造は、第3次産業従事者が80%を超え、特化した構造となっていること、特にサービス業は全体の33%を超え、全国的にも高い比率である点に特徴がある。また、この地域再生計画における重点地区は、盛岡市の歴史、文化、環境、産業等の資源が集中する商業・業務の中心地区となっている。

これらのことから、盛岡市における「地域再生」は、中心市街地における観光や商業の振興という観点を抜きにしては語ることはできない。

本計画の実施が具現化され、「まちなか観光」と「まちなか居住」が推進されることにより、官民の協働による個性あるまちづくりが図られ、中心市街地が活性化し、盛岡市における雇用の創出に結び付くことは、市民生活向上の上で計り知れない効果を生み出すものと思料される。

- (2) 定量的な目標としては、次の3点を掲げる。

- ① 盛岡市街観光客入込数（平成15年度 約3,805千人回）
平成21年度 約4,000千人回
- ② 盛岡市の小売業販売額（平成14年度 約3,899億円）
平成21年度 約4,150億円
- ③ 新規雇用の創出
平成19年度 5千人の雇用創出

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 201001 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化
- 201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
- 230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善
- 212002 道路占用許可弾力化
- 212027 ICカード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等各種実験の実施
- 212019 観光客向けタクシー等タクシーの運賃・料金の多様化を実現するための環境整備

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組みその他の関連する事業

(1) 盛岡市中心市街地活性化基本計画（平成12年3月策定）

「良好な都市環境の整備と商業等の振興を目的とした総合的なまちづくりの具体化に向けた、市街地の整備改善及び商業等活性化の一体的な推進に関する基本計画」として策定されたものである。

この計画では、中心市街地の受け持つべき機能として「交わる」・「憩う」・「働く」・「住まう」・「巡る」の5つを設定するとともに、活性化の基本方針を「歩いて楽しめる街」・「四季が感じられる街」・「歴史を受け継ぐ街」・「賑わいのある商店街が連続する街」・「文化・情報を発信する街」・「人が働き都市型産業が発展する街」・「都心居住が楽しめる街」と定め、基本方針別の目標、また、地区別の活性化策を定めているものである。

前期計画を平成12年度から平成16年度まで、後期計画を平成17年度から平成21年度までと位置付け、盛岡市の中心市街地の機能強化により、県都としての盛岡市の役割の充実を目指すものである。

(2) 盛岡市雇用推進計画（平成16年2月策定）

今後5年間にわたる緊急・応急的な雇用対策と、地域経済の自立と雇用確保・創出に向けた施策を推進するために策定したものである。

この計画では、商工業・観光・農林業の推進強化、中小企業の経営基盤強化への支援、新産業の創出といった「企業活性化支援や民間活力による雇用創出の推進」及び若年者雇用の促進、外部委託の推進拡大、福祉サービスの支援などによる「行政活動による雇用創出の推進」を2本の柱とし、平成19年度までの間における5千人の雇用創出に向け、計画を推進することとしている。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項なし。

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

201001 映画ロケ，イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

道路上において，ロケ撮影を行う映画やテレビドラマの制作者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組みの内容

平成14年に盛岡広域フィルムコミッションを設立し，映画，テレビ等のロケの誘致促進に努めた結果，年間10件程度の誘致実績を上げており，今年度も既に3件のロケが実施されている。

現在もスピルバーグのプロダクション「RED WAGON」が製作を予定している映画「芸者物語 (Memories of a geisha)」の日本ロケの誘致に取り組むなど，フィルムコミッションを中心として積極的に多様なロケ要望に対応することにより，盛岡市を含む盛岡広域圏の一層の知名度向上と観光客誘致を図る。

また，ロケーション撮影に際しては，当該支援措置により発出された通達に基づき，地域住民，道路利用者等の合意形成を図るための協議の場を設けるなど，ロケーション撮影の円滑化に努める。

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

230001 道路使用許可・道路占用許可の手続改善

2 当該支援措置を受けようとする者

- (1) 盛岡秋まつりの実施 盛岡秋まつり山車製作・市内巡行実施団体
- (2) 通り（ストリート）を活用した賑わいの創出 市内中心部の商店街振興組合

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) 盛岡秋まつりの実施

盛岡秋まつりとして四百年の伝統をもつ山車（約10台）の市内一円の巡行（3日間）について、道路使用許可のほか道路占用許可を得ることと指導されているが、同時に開催される盛岡八幡宮の例大祭とともに地域のまつりとして多くの市民が参加し賑わう祭典であり、長い歴史をもつ地域の伝統を維持継承する行事でもある。

しかし、まつりの実施に当たっては、道路使用許可と道路占用許可の双方を求められ、手続の簡素化が参加する団体から求められる状況にある。

今後、当該支援措置により道路使用許可と道路占用許可の手続の一層の簡素合理化が図られることにより、申請主体の負担が軽減されることから、まつり行事の一層の円滑な運営が期待されるところである。

(2) 通り（ストリート）を活用した賑わいの創出

市内商店街の通りや商店街周辺の広場を活用し、商店街をはじめ、市民団体等が年間を通じ季節に応じた様々な集客のためのイベント等を主体的に計画実施している。

市内中心部には現在16の商店街があるが、その中でも、肴町商店街振興組合、大通商店街協同組合、盛岡駅前商店街振興組合、材木町商店街振興組合、盛岡駅前東口振興会等がより積極的に商店街の通りを活用している。肴町ではアーケード街を活用した「キッズマート」や「フラッグアート展」等を、大通では高知のよさこい祭りをルーツにした「YOSAKOIさんさ」等を、材木町では地場産品を一同に会した「よ市」等を、駅前東口では駅沿線の特

産品を販売する「えきいき特産市」等を実施し、地域住民と一体となった事業を推進し、賑わいづくりに効果を挙げている。

今後も、このような事業の継続や新規事業を積極的に展開するとともに、岩手大学や岩手県立大学等の大学生や、盛岡情報ビジネス専門学校等の学生と連携した事業や、小・中・高校生の商売体験、通りを活用したオープンカフェ、市民が創作した工芸品等展示会、絵画の展示販売、楽器生産が盛んな当市の地域産業の中で開発された小型の琴「和音」の演奏会をはじめとする楽器演奏会等の実施を検討することを通じ、商店街を市民の活動の場（ステージ）として活用することが期待されている。

こうした商店街の賑わいづくりやコミュニティ等の地域活動に貢献する事業については、道路使用許可と道路占用許可の申請窓口の一本化という手続の簡素化が図られることにより、さらなる中心市街地活性化に資する事業が展開されるものである。

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

212002 道路占用許可弾力化

2 当該支援措置を受けようとする者

(1) 花と緑のガーデン都市づくり事業 盛岡市

(2) 通り（ストリート）を活用した賑わいの創出 市内中心部の商店街振興組合

3 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組みの内容

(1) 花と緑のガーデン都市づくり事業

盛岡市が姉妹都市交流を進めているカナダのビクトリア市は花の街として世界的に有名で、街なかを彩るハンギングバスケットの花々の美しさは、多くの観光客を惹きつけている。

盛岡市においても、ハンギングバスケットを軸に、市民、事業者、行政の協働により花と緑があふれるまちづくりに取り組み、商店街の活性化と観光客の誘致を図り、盛岡らしい緑の文化として全国に発信しようとするものである。

具体的には、商店街等がハンギングバスケットに取り組む場合に、市がハンギングバスケットの占用許可を受けるとともに、必要となる器材を提供し、また、花の植え付け等の経費に対して補助しようというものであり、設置場所として既存の照明柱などを想定しているものである。

道路占用許可に当たっては、今後作成されるガイドラインを参考としながら申請を行うこととし、花と緑にあふれ、賑わいのあるまちづくりを図ってまいりたい。

(2) 通り（ストリート）を活用した賑わいの創出

市内商店街の通りや商店街周辺の広場を活用し、商店街をはじめ、市民団体等が年間を通じ季節に応じた様々な集客のためのイベント等を主体的に計画実施している。

市内中心部には現在16の商店街があるが、その中でも、肴町商店街振興組合、大通商店街協同組合、盛岡駅前商店街振興組合、材木町商店街振興組合、

盛岡駅前東口振興会等がより積極的に商店街の通りを活用している。肴町ではアーケード街を活用した「キッズマート」や「フラッグアート展」等を、大通では高知のよさこい祭りをルーツにした「YOSAKOIさんさ」等を、材木町では地場産品を一同に会した「よ市」等を、駅前東口では駅沿線の特産品を販売する「えきいき特産市」等を実施し、地域住民と一体となった事業を推進し、賑わいづくりに効果を挙げている。

今後も、このような事業の継続や新規事業を積極的に展開するとともに、岩手大学や岩手県立大学等の大学生や、盛岡情報ビジネス専門学校等の学生と連携した事業や、小・中・高校生の商売体験、通りを活用したオープンカフェ、市民が創作した工芸品等展示会、絵画の展示販売、楽器生産が盛んな当市の地域産業の中で開発された小型の琴「和音」の演奏会をはじめとする楽器演奏会等の実施を検討することを通じ、商店街を市民の活動の場（ステージ）として活用することが期待されている。

こうした商店街の賑わいづくりやコミュニティ等の地域活動に貢献する事業については、道路占用許可に当たっては、今後作成されるガイドラインを参考としながら申請を行うことにより、さらなる中心市街地活性化に資する事業が展開されるものである。

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

212027 ICカード，パークアンドライド，公共交通・観光活性化連携システム，カーシェアリング等各種実験の実施

2 当該支援措置を受けようとする者

盛岡シネマタウン社会実験実行委員会

構成団体：

（市民団体）

- ・ 特定非営利活動法人いわてNP0フォーラム 2 1
- ・ みちのく国際ミステリー映画祭実行委員会
- ・ シネマストリートプロジェクト

（地域商業団体等）

- ・ 盛岡まちづくり株式会社（TMO）
- ・ 盛岡大通商店街協同組合
- ・ 社団法人岩手県バス協会
- ・ 盛岡地区タクシー業事業協同組合

（行政）

- ・ 盛岡市
- ・ 岩手県
- ・ 岩手県警察本部
- ・ 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所

3 実施しようとする内容

(1) 社会実験の名称 「盛岡シネマタウン社会実験」

(2) 実施主体 盛岡シネマタウン社会実験実行委員会

<事務局>

特定非営利活動法人いわてNP0フォーラム 2 1

岩手県盛岡市本町通 2－3－32（電話 019－605－8271）

代表理事 久木田 禎一

(3) 取組み場所 盛岡市中心街（大通，映画館通を中心にした地区）

(4) 実施期間 平成16年10月上旬，下旬の2期に分けた18日間

(5) 内 容

都市の魅力は，都市が持つ多様性にある。人が集まり，賑わう中に様々な空間が複合的に存在し，その複合性が多様であればあるほど多くの人間が集まる。

都市の中心市街地の低迷がいわれて久しいが，今，中心市街地に活性化のための施策を展開し，新たな都市空間を創出することにより，市民や観光客が楽しめる魅力ある中心市街地を構築することは，今求められている最大のテーマである。

そのため，公共交通の利用転換等に係るいくつかの施策を社会実験として具体的に実施し，効果を把握し，次のステップへ進めようとするものである。

実施施策と期待される効果は，次のとおり。

① 大通におけるトランジットモール実験

大通を一般車輛進入禁止にし，小型ノンステップバスとタクシーのみ運行可能とするトランジットモール化を行うことにより，歩行者優先の安全で快適な都市空間の創出が可能となる。また，公共車輛優先のシステムを創出することにより車から公共交通機関への転換を誘導すると共に，商店街や一般市民に車に依存しない商業空間の魅力を実感してもらう。

② 路上オープンカフェ空間の創出

道路空間に設けられているチケットパーキングを，オープンカフェに開放することにより，賑わいの空間を創出する。

③ 自転車の走行環境改善及び駐輪スペースの確保

歩道上に置かれている自転車のために，チケットパーキングの一部を駐輪スペースとして確保し，歩行者，自転車利用者ともに快適な空間を創出する。また，特定の駐車場に貸し自転車を配置し，自転車で中心街に訪れることを可能とする。

④ 市民広場の開設

大通と映画館通のクロスポイントにある駐車場を借り上げ，広場を開設し，都市空間の魅力を向上させる。

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

212019 観光客向けタクシー等タクシーの運賃・料金の多様化を実現するための環境整備

2 当該支援措置を受けようとする者

岩手県タクシー協会盛岡支部

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

盛岡市における観光対策として、二次交通アクセスの充実、特にタクシー観光の充実が観光客誘致促進の課題の一つとなっており、観光客の要望に対応した観光タクシールートの開発と運行、また、それに伴った利用者に分かりやすい観光ルート別運賃制度の導入などが望まれる状況にある。

盛岡市においては、平成16年4月にタクシー事業者1社が観光ルート別運賃について認可を受けているが、今後、現行の運賃制度の見直しが行われた際には、その制度に沿って盛岡市内タクシー事業者16社で構成する岩手県タクシー協会盛岡支部が観光ルート別運賃の導入に取り組むこととしており、タクシー運賃・料金の多様化が実現できれば、盛岡市広域を含めた一層の観光推進が図られるものと期待される。